

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 周産期保健医療体制の整備

ア 周産期保健対策の強化

(担当課：国保・健康増進課)

妊産婦への保健指導の充実を図ります。

○ 現状と課題

すべての赤ちゃんが元気に生まれ育つために、妊娠の早い時期に届出を行い、母子（親子）健康手帳の交付を受けることは、妊娠期間中の母体と胎児の健康管理を行う上で大切なことです。

本県は、低出生体重児の出生率が全国平均に比べ高い状況にあります。妊娠中の喫煙、飲酒は低出生体重児の出生に大きく関与しています。乳児健診での母親の喫煙率を見ると県平均では年々わずかに減少しているものの、平成20年度では健診受診者14,064人の7.1%が喫煙していることから、禁煙を含め妊婦自身の健康管理に対する意識啓発、指導が必要となっています。また、10代の妊娠、出産率も高く、思春期の健康教育等が必要になっています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

妊娠中の喫煙や飲酒は低体重児出生に大きく関与しており、妊婦の禁煙・飲酒の問題等の指導を強化する必要があります。

また、市町村における妊産婦支援の強化が重要で、早期妊娠届出の啓発及び母子（親子）健康手帳交付時の保健師等による相談、指導の充実を図る必要があります。妊婦健診受診票を活用したハイリスク妊産婦への支援の強化、思春期保健の取り組みを推進します。

【具体的支援策】

- ① 妊娠中の望ましい生活指導のため、市町村における母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の徹底、母親学級や両親学級等妊娠中の禁煙教育、食育に関する取り組みの強化を支援します。
- ② 関係機関と連携した思春期教育（禁煙教育、性と生に関する教育等）を推進します。
- ③ ハイリスク妊産婦への支援体制を強化するため、研修会の開催や支援マニュアル作成、活用を図ります。

○ 県の関連事業名

安心安全な妊娠出産支援体制整備事業、未熟児等養育医療、周産期保健医療協議会及び関係者研修会、妊婦健康診査支援基金事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
妊産婦への禁煙教育の実施(市町村母親学級)	実施市町村数	市町村	12	19	国保・健康増進課
母子(親子)健康手帳交付時の保健指導実施数	実施市町村数	市町村	32	41	国保・健康増進課
11週未満の母子(親子)健康手帳の交付	交付率	%	75.5	80.0	国保・健康増進課

イ 周産期医療体制の整備

(担当課：国保・健康増進課、病院事業局県立病院課)

安心して子どもを産み育てるための環境づくりを推進します。

○ 現状と課題

本県は、周産期死亡率、乳児死亡率が全国に比べ高い状況があったことから、平成10年に沖縄県周産期保健医療協議会を設置し、平成14年度に県立中部病院、平成18年度に南部医療センター・子ども医療センターに総合周産期母子医療センターを整備してきました。また、那覇市立病院、沖縄赤十字病院を地域周産期母子医療センターとして指定し、琉球大学医学部附属病院の周産母子センターと連携し、周産期医療体制の充実が図られてきました。その結果、乳児死亡率は全国平均に比べ改善されてきました。周産期死亡率の改善に向けたさらなる取り組みが必要です。

また、北部、離島地域における産科医、助産師等医療スタッフの安定的な確保及び市町村が行う妊婦健康診査の支援体制の整備、新生児集中治療室（NICU）の長期入院児に対する発達支援等支援体制の整備が課題となっています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

総合周産期母子医療センターとして、引き続き、中部病院及び南部医療センター・子ども医療センターにおいて、県内のハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対する医療を提供していきます。総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療関係機関の連携の強化を図ります。

北部、宮古、八重山医療圏での周産期保健医療体制の整備を推進します。

【具体的支援策】

- ① 周産期保健医療体制の推進を図るため、沖縄県周産期保健医療計画を策定します。
- ② 周産期医療関係者の連携体制の強化、周産期医療情報ネットワークを整備します。
- ③ 周産期保健医療協議会、周産期関係者を対象とした研修会を開催します。

○ 県の関連事業名

周産期保健医療協議会及び関係者研修会、妊婦健康診査支援基金事業、未熟児等養育医療

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
総合周産期母子医療センターの設置	指定箇所数	か所	2(達成)	2	国保・健康増進課
地域周産期母子医療センターの設置	指定箇所数	か所	2	6	国保・健康増進課

(2) 乳児・幼児の健康の保持増進

ア 乳幼児健診の充実・強化

(担当課：国保・健康増進課)

すべての子どもの健やかな育ちを支援します。

○ 現状と課題

すべての乳児、1歳6か月児、3歳児について身体発育、精神発達等の面から医師、歯科医師等による健康診査を各市町村で行っています。

沖縄県は全国と比較して受診率が低く、未受診者の状況把握等が課題となっています。

また近年、育児に不安を抱える親の増加、児童虐待、発達支援への対応が問題となっており、乳幼児健診のあり方、健診後の支援体制の充実が課題となっており、乳幼児健康診査のあり方、問診表等の見直しが行われているところです。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

乳幼児健診の受診率の向上と未受診者の状況把握を行う必要があります。

また、乳幼児健診を疾病の早期発見だけではなく、保護者の相談や交流等、育児支援を必要とする保護者を把握する場として位置づけ、早期支援体制の整備を図ります。

【具体的な支援策】

- ① 母子保健推進員による未受診者訪問を強化し、支援の必要な乳幼児の把握を強化します。
- ② 健診の有所見者の確実な把握、健診後の標準的な支援基準を作成し、普及を図ります。
- ③ 乳幼児健診の場を育児支援に活用することを推進します。
- ④ 乳幼児健診後の支援体制の充実を図ります。

○ 県の関連事業名

妊婦乳児健康診査事業、母子保健普及啓発事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
乳児健診受診率の向上	受診率	%	88.5	93.0	国保・健康増進課
1歳6か月児健診受診率の向上	受診率	%	86.6	91.1	国保・健康増進課
3歳児健診受診率の向上	受診率	%	79.8	83.0	国保・健康増進課
乳幼児健診への心理士の配置(1歳6か月児)	配置市町村	市町村	24	41	国保・健康増進課
乳幼児健診への心理士の配置(3歳児)	配置市町村	市町村	21	41	国保・健康増進課

イ 予防可能な子どもの疾病・事故防止対策

(担当課：国保・健康増進課、医務課)

予防可能な子どもの疾病の減少、事故防止を図ります。

○ 現状と課題

乳児期の死亡原因の1位は周産期に発生した病態、2位は先天奇形、変形及び染色体異常によるものです。また、誤嚥、不慮の窒息による乳児死亡が平成14年以降毎年発生し、平成18年(5人)、平成19年(3人)となっています。乳幼児突然死症候群(SIDS)による死亡は平成14年に9人発生しており、その後減少傾向にあります。平成19年度にも2人の乳児が死亡しています。

乳幼児の事故防止対策として、平成19年度には、母子保健強化推進特別事業において「乳幼児事故防止対策事業」として、乳幼児の事故発生要因に関する調査を行い、その結果、報告書、ポスター、リーフレットを作成、配布し、事故予防の普及・啓発に努めました。

SIDSは、原因や対策がまだ明らかになっていませんが、①あおむけ寝 ②母乳育児の推進 ③両親や身近な人の禁煙対策の強化により発症率を低くできるといわれており、普及啓発を図ることが重要です。

すべての新生児(生後3～5日)に対し、血液検査(マススクリーニング)を実施することにより、心身障害の原因となるフェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症の早期発見・早期治療に寄与してきました。

また、子どもの事故防止については、チャイルドシートの着用の普及等も課題となります。

さらに、予防接種対策として、特に「はしか0」を目指した取り組みを推進します。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

子どもの事故防止対策としては、市町村の乳幼児健診において、事故及びSIDS防止のため

のパンフレットの配布、ミニチュアハウス等を用いた家庭内での事故防止対策についての具体的な指導の継続及びマスメディア等を活用した普及啓発を継続する必要があります。

先天性代謝異常等の疾病の早期発見、早期治療の推進するため、すべての新生児に対し、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症等の検査を実施することが重要です。

【具体的支援策】

- ① 先天性代謝異常等マスキリーニング検査を今後も継続実施します。また、検査の結果、精密検査が必要な児の経過観察体制を強化します。
- ② 乳幼児健診の場を活用し、母子保健推進員等による事故防止に対する具体的な指導を行います。
- ③ 母乳育児を推進するため、出産後、医療機関での母乳育児の支援強化を図ります。
- ④ 予防接種率の向上

○ **県の関連事業名**

先天性代謝異常等検査事業費、健やか親子 21 沖縄計画推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
麻疹の予防接種率の向上(1歳児)	接種率	%	90.9	96.7	医務課
乳児のSIDSによる死亡	人数	人	3	0	国保・健康増進課

ウ **歯科保健対策の推進**

(担当課：国保・健康増進課)

おくちの健康 3点セット 歯ブラシ・フッ素・フロス
(チャーガンジューおきなわ9か条)

○ **現状と課題**

本県の幼児のむし歯有病状況は改善しているものの、全国に比較すると、3歳児むし歯有病率が平成13年度から平成17年度まで5年連続全国最下位であり、平成18年度には46位になったものの、平成19年度には再び最下位となっています。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

【今後の取り組み】

フッ化物応用はむし歯予防効果が最も高い方法です。むし歯予防は乳幼児期からの取り組みが重要であり、従来からの「歯みがき」や「甘味の摂取制限」に加え、市町村乳幼児健康診査等でのフッ化物塗布の実施や、保育所等集団でのフッ化物洗口等、フッ化物応用を取り入れた対策をさらに促進します。

県においては、フッ化物応用によるむし歯予防の有効性や安全性等について積極的な情報提供を行うとともに、歯科医師会等と連携しながら、円滑な実施が図れるよう技術的支援をしていきます。

【具体的支援策】

- ① 保育所や幼稚園等に対して講演や歯みがき指導、フッ化物応用実施などむし歯予防に関する支援を行います。
- ② 歯みがき習慣、食育等生活習慣改善に向けた健康教育の実施や、むし歯のない子の表彰等の普及啓発を行います。
- ③ フッ化物応用の有効性と安全性について正しい情報の提供を行います。

○ 県の関連事業名

歯科保健推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
市町村歯科保健事業実施	実施市町村数	市町村	41	41	国保・健康増進課
3歳児のう蝕有病率	有病率	%	39.0	25.0	国保・健康増進課
フッ化物応用の実施市町村数 (1歳6か月児)	実施市町村数	市町村	32	37	国保・健康増進課
フッ素塗布の状況(3歳児)	フッ素塗布の経験の ある者の割合	%	65.0	80.0	国保・健康増進課

エ 乳幼児医療費助成制度

(担当課：国保・健康増進課)

乳幼児の健康の保持増進を図ります。

○ 現状と課題

本県では、乳幼児の病気の早期発見、早期治療を促し、健全な育成を図るため、平成6年度より乳幼児医療費助成事業を実施しています。平成19年度には、助成要件の一部見直しを行い、現在、入院は「就学前まで」、通院は「3歳児まで」を対象に実施しております。

医療体制の充実や母子保健環境の向上などを背景に、乳幼児死亡率の低減等に一定の効果がありました。医療費負担の増加の課題があります。

医療費助成と併せて、乳幼児の健康管理に関する知識の普及啓発等を行うことが必要です。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

市町村が行う乳幼児医療費助成事業について、対象経費の一部を補助します。また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、市町村等と連携し、制度の適切な利用を促します。

【具体的支援策】

市町村が行う乳幼児医療費助成事業に対し、引き続き対象経費の一部を助成します。

○ 県の関連事業名

乳幼児医療費助成事業費

オ 母乳育児の推進

(担当課：国保・健康増進課)

母乳育児の推進を図ります。

○ 現状と課題

平成20年の本県における0か月児の母乳栄養の割合は、56.8%であります。3か月児では平成15年(36.0%)に比べ46.0%と高くなっていますが、0か月時点に比べ低く、3か月児以降は減少しており、母乳育児の推進が課題となっています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

母乳は栄養学的にも、免疫学的にも乳児にとって優れた食品であり、母乳による育児は母子の絆の形成にも大きな意味を有しています。また、授乳行為そのものが育児のひとつであるという観点から、本県の母子保健計画である「健やか親子おきなわ2010」の推進方策に基づいて、今

後も母乳育児を推進していきます。

【具体的支援策】

市町村の新生児訪問指導、母親学級等において、助産師と連携を図りつつ、母乳についての保健指導を実施する等により母乳育児を推進します。

○ 県の関連事業名

健やか親子 21 沖縄計画推進事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
母乳栄養の割合(3か月児)	割合	%	46.0	51.8	国保・健康増進課

(3) 「食育」の推進

ア 乳幼児期の食育の推進

(担当課：国保・健康増進課)

子どもの好ましい食習慣の獲得を図ります。

○ 現状と課題

朝食欠食等の食習慣の乱れによる子どもの心と体に及ぼす健康問題等子どもの食をめぐることは、発育、発達に関わる大変重要な問題と認識されております。

生涯にわたり健康的な生活を維持していくため、乳幼児期からのバランスのとれた食習慣を築いていくことが大切ですが、平成 20 年度の乳幼児健康審査結果において、3 歳児の BMI15%以上の割合は、平成 18 年度 4.6%、平成 19 年度 4.2%、平成 20 年度は 3.8%で減少傾向にあります。

一方、乳児期後期に貧血のある児の割合は 19.8%、3 才児健診において、35.8%の保護者がファーストフードを利用していると答えています。また、3 歳児の約 33%の子がおやつ時間を決めていない等の状況があります。

乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食生活の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図ることの重要性が増しております。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

保育所や教育関係機関と連携し、発育・発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供等の取り組みができるように推進します。また、低出生体重児の増加を踏まえ、市町村栄養士等による妊産婦等を対象とした食の学習を強化します。

【具体的支援策】

- ① 食育関係者への研修会を開催します。
- ② 市町村における妊産婦、乳幼児を対象とした母子栄養管理事業の充実を図ります。
- ③ 乳幼児期からバランスの取れた食習慣の定着を図るとともに、豊かな人間関係づくりを目的としたふれあい食体験事業の実施を推進します。

○ 県の関連事業名

食育推進事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
ふれ合い食体験事業(食育の推進)	実施市町村数	市町村	37	41	国保・健康増進課
栄養士が配置されている市町村数	実施市町村数	市町村	31	41	国保・健康増進課

イ 学童期及び思春期の食育の推進

(担当課：教育庁保健体育課)

学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。

○ 現状と課題

【現状】

学校では、給食の時間を中心に、特別活動や家庭科等の関連教科における食に関する指導など、学校教育活動全体を通して食育を推進し、自己管理ができる児童生徒の育成に努めています。

また、保護者を対象にした食育講話や親子料理教室等の実施、食育だよりの配布など、食育の普及啓発を行っています。

【課題】

- ・学校における食育推進体制を確立する必要があります。
- ・全小・中学校における「食に関する年間指導計画」の作成が必要です。(平成20年度県全体作成率59%)
- ・幼・小・中・高が連携した食育を推進する必要があります。
- ・学校における食育推進の中核となる「栄養教諭」の配置拡大が必要です。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ・食に関する指導推進委員会において、児童生徒の食に関する指導に必要な事項について検討し、幼稚園・高等学校における食育実践事例集を作成します。
- ・県作成の「食育指導の手引」、「食育実践事例集」、家庭啓発用「早寝早起き朝ごはんリーフレット」等を普及啓発します。
- ・食育推進研究校及び地域を指定し、学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、学校・家庭・地域が連携した食育のあり方等について調査研究を行います。
- ・「栄養教諭配置における検証委員会」における検証結果や全国の動向等を踏まえながら、任用計画の策定に取り組み、栄養教諭の配置拡大に努めます。

○ 県の関連事業名

学校給食研修事業費、学校給食事業費

(4) 思春期保健対策の充実

ア 性・エイズ教育の推進

(担当課：国保・健康増進課、教育庁保健体育課)

青少年の性・エイズ教育を推進します。

○ 現状と課題

平成20年度における本県の10代の人口妊娠中絶実施率は5.9%で全国平均の7.6%と比べ低い割合ですが、若年妊娠率は全国平均の1.4%に比べ、本県は2.4%であり、全国平均の約2倍と高い状況にあります。

児童生徒の体格が向上するとともに性的な成熟が早まっている一方、性に関する情報や産業が氾濫するとともに、HIV感染者及びエイズ患者数も若い世代を中心に年々増加し、青少年の健全育成という観点からも、性感染症などの対策が求められています。

このような状況の中、児童生徒の性の逸脱行動などが問題となっており、学校における性教育の重要性が指摘されていることから、保健担当教員等を対象に研修を行い、性・エイズ教育の一層の充実と授業の工夫を図ることが必要です。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ① 市町村における思春期体験学習などを支援します。
- ② 保健所における生涯を通じた女性の健康支援の充実を図ります。
- ③ 思春期保健に関する関係者の連携を強化します。
- ④ 「健やか親子おきなわ 2010」の推進方策に基づき、市町村における思春期教育の取り組みを推進します。
- ⑤ 各学校において、児童生徒の発達段階に応じて、保健体育や家庭科等の関連教科、学級活動、道徳、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて、性に関する指導の充実を図っていきます。
- ⑥ 教職員を対象とした「県立保健主事研修会」「地区別性・エイズ教育研修会」等を開催し指導者の資質向上に努めていきます。

○ 県の関連事業名

生涯を通じた女性の健康支援事業、健やか親子 21 沖縄計画推進事業、学校保健・性（エイズ）・薬物対策事業、高校生エイズフォーラム

イ 喫煙・飲酒問題対策

（担当課：国保・健康増進課、教育庁保健体育課）

家庭・地域・学校教育活動等を通じて青少年の喫煙・飲酒問題に取り組みます。

○ 現状と課題

本県では、全体の喫煙率は減少しているものの、喫煙の心身への影響がより大きい未成年者や妊婦の喫煙率は横ばい状態であり、喫煙の及ぼす影響についての周知等、さらなる取り組みが必要です。

児童生徒の飲酒・喫煙は、ゲートウェイドラッグ（薬物乱用の入口）といわれており、学校においては、保健並びに関連する教科や道徳、総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通して防止教育が実施されています。

児童生徒の無煙環境整備の推進を図るため、平成 19 年度より「学校敷地内全面禁煙」を実施しているものの、児童生徒の保護者や外来者等への「学校敷地内全面禁煙」の周知や喫煙職員等に対する禁煙支援が十分でないという課題があります。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

- ① 世界禁煙デーや禁煙週間等にあわせ、喫煙対策に関する普及啓発を推進します。
- ② 学校敷地内全面禁煙を推進します。
- ③ 健康増進法第 25 条に基づき多数の人が利用する公共施設での受動喫煙防止対策を推進します。
- ④ 「健やか親子おきなわ 2010」の推進方策として、行政や関係団体と連携した禁煙対策を推進します。

⑤ 教職員を対象とした「地区別薬物乱用防止教育研修会」を開催し、小、中、高等学校の保健体育教諭、学級担任、保健主事、養護教諭等を対象に研修会を行い、指導者の資質向上を図ります。

⑥ 各学校において、専門機関等と連携した「薬物乱用防止教育」の推進を図ります。

○ **県の関連事業名**

健やか親子 21 沖縄計画推進事業、健康増進計画推進事業費、県民健康づくり推進事業費、薬物乱用防止教室推進事業

ウ 薬物乱用問題対策

(担当課：薬務衛生課)

地域における薬物乱用防止教室の開催により、啓発活動を行います。

○ **現状と課題**

本県においても、薬物事犯の検挙者数は近年増加傾向にあり、高校生の大麻所持や外国語指導助手による合成麻薬の輸入により検挙者が出るなど、青少年への薬物汚染の拡大が懸念されます。

青少年への啓発活動を地域単位で推進するため、薬物乱用防止教室開催などの啓発活動事業について、平成 17 年度から沖縄県薬物乱用防止協会へ委託しており、保健所が設置されている 6 地区ごとに支部を置いて、地域単位での啓発活動を行っているところです。

しかし、中学校、高校などの学校側から依頼がなければ薬物乱用防止教室の開催ができないこと、講師として活動できる指導員数が少ないことなどから、薬物乱用防止教室等の開催回数が少なく、今後、学校や地域での啓発活動を充実させていくことが課題です。

○ **今後の取り組み・具体的な支援策**

地域の自治会単位で薬物乱用防止教室開催等の啓発活動を行うことで、大人にも薬物問題に対する意識高揚を図り、地域ぐるみで薬物乱用防止に取り組む体制の構築に努めます。

また、指導員の資質向上を目指し、研修会等を開催します。

○ **県の関連事業名**

薬物乱用防止特別啓発事業費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
薬物乱用防止特別啓発事業費	薬物乱用防止教室への講師派遣	回	50	70	薬務衛生課

(5) **小児医療の充実**

ア かかりつけ医の推進

(担当課：医務課)

地域の医療機関における医療機能の分化と連携の推進をとおして、かかりつけ医の推進を図ります。

○ **現状と課題**

比較的病症の軽度な場合は、診療所等で受診し、そこで治療が完結しないような場合はさらに二次、三次の医療機関へと紹介し、症状が落ち着いた場合には、もとのかかりつけ医等に逆紹介するというように、子どもがそれぞれの疾病に応じた最適な医療サービスが受けられるよう、地域医療の機能分化及び連携を構築することが重要です。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

地域医療支援病院は、紹介患者に対する医療提供、病床や医療検査機器の共同利用の実施を通じて、地域の「かかりつけ医」を支援する機能等を担う地域医療の拠点となる病院です。地域医療支援病院などの専門的な治療を行う病院と、かかりつけ医療機関の役割を明確にし、両者が有機的に連携していくことによって、地域住民に対して質の高い医療サービスを効率的かつ継続的に提供していく体制を構築します。

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
地域医療支援病院数	施設数	施設	6	8	医務課

イ 小児救急体制の整備

(担当課：医務課)

地域で創る小児救急医療体制

○ 現状と課題

本県における小児救急医療体制については、各救急医療圏にある救急告示病院を中心に患者受け入れを行っていますが、特定の病院に患者が集中することや急を要さない軽症な小児救急患者の受診が、医師や看護師などの医療スタッフの過重労働を引き起こしています。

このため、小児救急患者の保護者等に対する適正な小児救急医療機関の受診についての啓発や各医療機関の機能を周知することにより、医療スタッフの過重労働を軽減し、小児救急患者が容態に応じていつ何時でも受診ができる環境を整備することが求められています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

小児救急患者が容態に応じていつ何時でも適切な医療機関に受診ができる環境を整備するために、市町村や医師会などの関係機関と連携し、地域単位で病院と地域の診療所が協同して小児救急医療を提供する体制を整備します。

また、小児救急医療啓発事業や小児救急電話相談事業により、保護者等に対する適正な小児救急医療機関の受診についての理解を深め、小児救急医療機関での適正な医療を確保します。

○ 県の関連事業名

小児救急医療支援事業、小児救急医療啓発事業、小児救急電話相談事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
複数病院・協同利用型(民間開業医等の協力)での小児救急医療輪番制への参画	参画圏域数	圏域	1	5	医務課
救急告示病院における時間外・休日の軽症小児救急患者の減少	軽症小児救急患者率	%	93.5	80.0	医務課
小児救急電話相談事業による軽症小児救急患者の適正な受療	相談件数	件	—	5,000	医務課

(6) 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進

(担当課：国保・健康増進課)

すべての子どもの健やかな育ちを支援します。

○ 現状と課題

小児慢性特定疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な

育成を図るとともに、治療法に関する研究に資することを目的として本事業を実施しています。

本研究事業は、平成 17 年度から法定化され、制度の改善、重点化が図られました。制度改正後、給付件数は増えており、平成 19 年度の小児慢性特定疾患受給者証の交付人数は 1,932 人になります。本事業の対象者には、重度で、長期にわたり在宅での療養を必要とするため、吸引器等の日常生活用具を必要とする児や希少疾患のため、児の発育、発達に不安を持つ保護者も多く、相談、支援体制の充実が課題となっています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

長期療養児の日常生活における健康の保持推進及び福祉の向上を図ることを目的とした療養指導事業、市町村が実施主体である日常生活用具給付事業の推進を図ります。

【具体的な支援策】

- ① 保健所における相談の充実及び各種教室等を実施します。
- ② 小児慢性特定疾患対策協議会を開催し、事業評価等を行います。
- ③ 小児慢性特定疾患児日常用具給付事業の実施を推進します。

○ 県の関連事業名

小児慢性特定疾患等対策費

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
小児慢性特定疾患日常用具給付事業実施	実施市町村数	市町村	5	20	国保・健康増進課

(7) 不妊治療対策の充実

(担当課：国保・健康増進課)

不妊で悩む夫婦を支援します。

○ 現状と課題

ライフスタイルが変化し、晩婚化や晩産化が進んでいることなどを背景に、不妊が増えているといわれています。不妊に悩む夫婦にとっては、不妊治療にかかる経済的負担、不妊治療に対する不安や仕事と治療の両立などが課題となっています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

不妊に悩む夫婦の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

【具体的支援策】

- ① 健康保険の適用外である特定不妊治療に要した治療費の一部を実施します。
- ② 不妊専門相談センターにおいて、電話相談・面接相談を実施します。
- ③ 不妊相談講演会を開催し、不妊治療に関する情報提供を行います。
- ④ 不妊専門相談センター連絡会議を開催し、関係機関の連携を図ります。

○ 県の関連事業名

特定不妊治療費助成事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
不妊専門相談センター事業の充実	相談件数	件	248	300	国保・健康増進課

(8) 地域・関係機関の連携

(担当課：国保・健康増進課)

母子保健推進員と地域の連携を支援します。

○ 現状と課題

母子保健推進員は全市町村に設置され、ボランティアとして乳幼児健診や家庭訪問による母子保健事業の紹介や健診の受診勧奨等を行い、市町村母子保健事業の推進に重要な役割を果たしています。平成 16 年度に県協議会が結成され、県の各種委員会等への参加などにより、母子保健推進員としての意見を行政施策に反映させる等、地域における母子保健事業の充実につながっています。また、母子保健推進員の育成の強化を図るため、県は研修、表彰等を行っています。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

母子保健は、健康づくりの基本であり、すべての親と子が健やかでたくましく成長するためには、保健・医療・福祉をはじめとする関係機関の連携した施策を展開する必要があります。

【具体的支援策】

- ① 母子保健推進員の地域活動事業の強化を支援します。
- ② 母子保健推進員連絡協議会の活動の支援を図ります。
- ③ 県母子保健推進協議会との共催で、母子保健活動を推進するため、必要な研修会を開催します。

○ 県の関連事業名

母子保健普及啓発事業

(9) 離島で暮らす妊婦が安全・安心して出産できる体制の整備

(担当課：国保・健康増進課)

離島で暮らす妊婦が安全・安心して出産できる体制を整備します。

○ 現状と課題

妊婦、胎児の健康管理を図るため、妊娠から出産までの間、14 回程度の健診が必要とされています。離島町村においては、島で健診ができる体制が脆弱であることから、必要な健診を受けるためには、飛行機、船などを利用して島を離れなければいけない状況にあります。また、分娩のためには、宮古、石垣、沖縄本島への移動が必要となり、妊婦の負担が大きくなっており、離島における、妊婦と胎児の健康管理を支援する体制の整備が求められます。

○ 今後の取り組み・具体的な支援策

【今後の取り組み】

地域医療再生計画を活用した離島町村の妊婦健診体制の整備を行います。また、妊婦支援連絡票、妊婦健康診査受診表等による地域と医療機関の連携による保健指導の充実を支援します。

【具体的支援策】

- ① 地域医療再生計画を活用した診療所の機器整備を行います。
- ② IT を活用した妊婦健診体制の充実を支援します。
- ③ 医療機関等との連携による妊産婦保健指導の充実強化のための支援を行います。

○ 県の関連事業名

妊婦乳児健康診査事業費、妊婦健康診査支援基金事業

目 標 名	指 標	単 位	平成21年度 (見込値)	平成26年度 (目標値)	担当課
健診未受診者ゼロ (母子(親子)健康手帳の分娩後交付割合)	割合	%	1.0	0.0	国保・健康増進課
早期妊娠届出(11週未満)	割合	%	75.5	80.0	国保・健康増進課

